

賃貸住宅・社員寮 建設補助金

賃貸住宅を建設する方に
社員寮を建設する方に

床面積1㎡当たり **1万円**
(1戸当たり 上限 **60万円**)

「北杜市就労支援賃貸住宅等建設促進補助金」のご案内

北杜市では、就労者等の住環境の向上と移住・定住人口の増加を図るため、市内に賃貸住宅等(賃貸アパートや社員寮)を新たに建設する方に、建設費の一部を補助します。

■補助対象者、補助額、補助限度額

補助対象者	補助額	補助限度額
北杜市内に新築の賃貸住宅等を建設する個人又は法人 ※市税等を滞納していないこと ※平成27年4月1日以降に工事請負契約を締結していること ※暴力団の構成員でない者 ※暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者	延床面積 × 1㎡当たり1万円	1戸当たりの 上限60万円

※算定例:1棟4戸建て(1戸当たり延床面積60㎡)の共同住宅の場合、補助金額は240万円となります。

■賃貸住宅等の要件

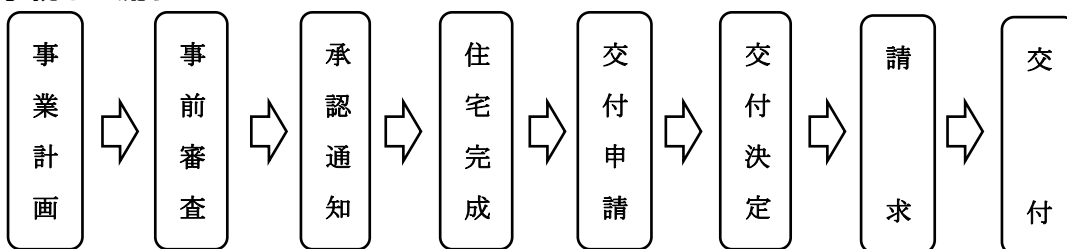
賃貸住宅等とは
賃貸借契約に基づき入居する住宅、又は社員寮であつて次のいずれにも該当するもの。 ①建築基準法等の基準に適合するもの ②新築の1戸建て住宅又は1棟当たり2戸以上の共同住宅 ③各戸に玄関、便所、浴室、台所が設置されていること ④1戸当たりの延べ床面積が20㎡以上 ⑤高齢者サービス付き賃貸住宅等でないこと



補助金の交付を受けた日から10年以上、賃貸住宅等として利用すること。

※ただし、国又は地方公共団体からの補償を受けて、新築する賃貸住宅等は対象外となります。

■手続きの流れ



■募集期間、交付時期

- ・事業計画は、工事請負契約締結後1年以内に提出してください。
- ・募集期間は各年度ごとに、7月31日までを一次募集、12月20日までを二次募集の期限とします。(期限の日が休日の場合には、その直前の平日を期限とします。)
- ・補助金の交付は、住宅の完成後となります。
- ・募集期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。

※事業の内容、申請手続の詳細は、北杜市ホームページに掲載しています。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ
お申込み先

北杜市 産業観光部 商工・食農課 商工担当 (西館21番窓口)
〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田 961-1
TEL:0551-42-1354 FAX:0551-42-5216